

益子町資源物回収奨励金について

(目的)

町民の資源物回収運動に協力した団体に対し、奨励金を交付することにより、資源物の再生利用を促進し、廃棄物の減量を図ります。

(資源物の種類)

古紙・空ビン・鉄くず・布等、資源として再利用できるもの。(エコステーションで扱うものが対象)

(対象)

町に登録した団体で、資源物を共同収集し、資源物回収業者に売却する団体。

(奨励金の額)

売却重量1kgにつき5円、地域通貨で受領する場合は1kgにつき6円(令和6年度中)

(手続き等)

1 団体の登録

新規で登録するときは、『資源物回収団体(登録)届出書』(様式第1号)』を町に提出する。
登録内容を変更するときは、『資源物回収団体(変更)届出書』(様式第1号)』を提出する。
(変更例:代表者変更、振込口座の変更等)

2 実績報告書

資源物を業者に売却したときは、売却月の翌月10日までに『資源物売却実績報告書(様式第2号)』を町に提出する。(売却金を役場で受領している団体は除く)

3 奨励金の交付

実績報告書を提出した団体は、四半期ごとに奨励金を受ける。
※奨励金の通知は代表者様にのみ差し上げております。

(その他)

資源物の集積場所を借りる場合には、事前にその土地の管理者の承諾を受けてください。



注意事項

1 「資源物回収団体(変更)届出書」について

- 自治会長様の氏名等を含め、変更点が無い場合は届出書の提出は不要です。
- 代表者、振込口座、受領方法等に変更が生じた場合には必ずご連絡ください。
また、資源物回収団体届もすみやかに提出してください。
- 口座名義人、金融機関名及び支店名、口座の種類、口座番号を変更する届出書を提出する時は、**必ず通帳に記載されているとおりに記入してください!**
例年、通帳と違う口座名義人等のため振込できなかったケースが増えています。

資源物回収団体（登録・変更・廃止）届出書

年 月 日

益子町長 様

資源物回収奨励金交付規則第4条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

団 体 名				
代 表 者	住 所			
	氏 名		電話番号	
対 象 世 帯 数				
実 施 予 定 日	毎 月	第 . 曜日	第1回	年 月 日
	偶数月	第 . 曜日	第2回	年 月 日
	奇数月	第 . 曜日	第3回	年 月 日
	その他			
回 収 す る 場 所		ステーション・公民館・その他()		
回 収 す る も の				
回 収 業 者 名				
奨 励 金 の 受 領 方 法		口座振込 ・ ましこスマイル通貨(地域通貨)		
口座振込の場合	(フリガナ) 名 義 人			
	金融機関名 及び支店名	銀行 信組 農協組	本店 支店 出張所	
	口座の種類 及び口座番号	当座 ・ 普通	口座 番号	
振込等に関する 連 絡 先	住 所			
	氏 名		電話	

注) 団体の登録は、資源物を回収する前に必ず行ってください。

注) 年度途中で代表者や振込先等の変更があった場合には、『資源物回収団体届出書』を必ず提出してください。

注) 奨励金の通知は、代表者に通知いたします。

資源物売却実績報告

年 月 日

益子町長 様

益子町資源物回収奨励金交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

実施団体名	回収業者名
代表者住所	代表者住所
氏 名 印	氏 名 印

売却日		年 月 日							
品 目	数量	単価	金額	品 目	数量	単価	金額		
紙 類	新聞紙	kg	円	円	金 属 ・ ペ ツ ト ボ ト ル 類	鉄くず	kg	円	円
	雑 誌	kg	円	円					
	ダンボール	kg	円	円		スチール	kg	円	円
						アルミ缶	kg	円	円
ビ ン 類	一升ビン	本	円	円	ト ボ ト ル 類	ペットボトル	kg	円	円
	ビールビン	本	円	円	古 着 そ の 他	その他の 金属類	kg	円	円
	ジュースビン	本	円	円		古着	kg	円	円
				そ の 他	その他の 布 類				
ビンのケース	個	円	円						
その他の ビン	本	円	円	合 計			円		
				備考					

※ビン類は必ず本数で記載のこと。